

安芸広域市町村圏事務組合滞納整理条例

(平成28年 3月15日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、安芸広域市町村圏事務組合同規約(平成2年高知県指令2地第214号)第3条第3号に規定する事務及び安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構(以下「管理機構」という。)への滞納事案(以下「事案」という。)の移管等の事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町村 管理機構へ事案の移管を行う市町村をいう。
- (2) 市町村税等 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する各税目(国民保険税を含む。)、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 税外債権等 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく市町村税等以外の債権及びその附帯債権をいう。
- (4) 滞納整理 関係市町村から移管を受けた市町村税等又は税外債権等に係る徴収、回収、滞納処分及び法的措置等を行うことをいう。
- (5) 徴税吏員 管理者又はその委任を受け市町村税等の徴収を行う管理機構の職員をいう。
- (6) 税外職員 管理者又はその委任を受け税外債権等の回収を行う管理機構の職員をいう。

(事案の移管等)

第3条 管理者は、関係市町村の長からの事案移管協議に基づき、移管を受けることの適否の判断を行い、その結果を当該市町村の長に通知するものとする。

- 2 管理者は、移管を受けた市町村税等又は税外債権等の滞納者に対し、期限を定め催告を行うものとする。
- 3 徴税吏員又は税外職員は、前項の期限までに完納されない場合は、国税徴収法(昭和34年法律第147号)その他関係法令に基づき、滞納処分又は強制執行等を行わなければならない。

(徴収金の送金等)

第4条 会計管理者は、徴収した市町村税等又は税外債権等を、徴収した月の翌月15日までに移管元の市町村に送金するものとし、管理者はこれに際し、その内容を当該市町村の長に通知するものとする。

(事案の返還等)

第5条 管理者は、移管を受けた事案について、その処理状況を定期的に移管元の市町村

の長に報告しなければならない。

- 2 管理者は、移管を受けた事案については、原則として移管を受けた年度の末日までに、移管元の市町村の長に返還するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。